

上越市告示第 40 号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 35 条第 3 項の規定により、所有者の判明しない猫を引き取りましたので、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 8 項の規定に準じて公示します。

令和8年2月12日

上越市長 小 菅 淳 一

記

[illegible]